

平成31年度

社会教育の重点

与謝野町教育委員会

社会教育の重点

◎ 平成31年度における各分野の焦点

○社会教育の焦点

- ・郷土愛を育む「与謝野学」の推進に取り組みます
- ・子ども達が英語に親しむ機会として「イングリッシュ・キャンプ」に取り組みます
- ・教養教育（リベラルアーツ）の推進に取り組みます
- ・図書館の広域利用に努めるとともに、読書活動の推進に取り組みます
- ・様々な事情により家庭での学習が困難な児童等への学習支援を行います
- ・地区公民館活動の更なる充実を目指します
- ・各種機関と連携し、人権教育を進めます
- ・加悦谷高等学校の魅力化に取り組みます
- ・短詩文学など地域の文化・芸術の再発見と啓発に努めます

○社会体育の焦点

- ・スポーツクラブや関係団体と連携し、スポーツの環境づくりに努めます
- ・各関係団体と連携し、スポーツの推進に努めます
- ・スポーツ推進委員考案の「与謝野ひまわり体操」の普及に努め、特色ある健康増進活動の推進に取り組みます

○文化財の焦点

- ・指定文化財の適切な保護保存・活用に努めます
- ・文化財行政のマスターデザインである歴史文化基本構想の策定に取り組みます
- ・重伝建地区の適切な保存意識を高め、大学と連携した防災力の強化に努めます
- ・公開文化財施設を活用し、地域の学びを進め、情報発信に努めます
- ・地蔵山遺跡の保護保存に努めます

◇ 社会教育の重点

1 生涯学習の振興

町民が心豊かで充実した生活を求めて、生涯にわたる多様な学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、地域の特性を生かした学習環境を整備し、その充実に努める。

(1) 総合的な生涯学習の環境整備と充実

- ア 生涯学習を総合的かつ効果的に進めるため、社会教育と学校教育との連携の強化に努め、学校・地域社会の教育的資源を積極的に活用し、生涯の各時期に対応する学習機会の拡充に努める。
- イ 社会環境や家庭環境、教育環境の変化に対応するため、必要な支援の実施に努める。
- ウ 町民の多様な学習ニーズに対応できる学習機会の提供や、情報活用能力を身に付ける学習機会の充実に努める。
- エ 自主的なサークル活動の育成及び身近な指導者の確保と養成や自発的な学習ボランティアの確保にも努め、学習の成果を生かす場や機会の充実に努める。
- オ 郷土愛を育む「与謝野学」の推進に努める。

(2) 身近な学習の場の提供と地域づくりの拠点となる公民館活動の推進

- ア 中央(地域)公民館・生涯学習センターと地区公民館が相互の連携の強化に努め、互いの役割を明確にしつつ、生活基盤を支える地域の活性化をめざした活動の推進・充実に努める。
- イ 社会教育の拠点となる地区公民館が、町民の身近な学習の場及び地域活動の拠点としての機能を十分に発揮できるよう積極的に支援する。
- ウ 町民の身近な課題や地域課題に即した学習機会及び内容の充実に努める。

エ 地域の教育力や自治意識、連帯感を高めるため、町民が気軽に参加し交流できる活動の推進に努める。

オ 公民館の職員の研修と交流を進め、社会教育指導者の育成と資質の向上に努める。

カ 地域の各種団体及びサークルとの連携を図り、町民の自主的かつ継続的な学習活動を支援する。

キ 大学等との連携による、公民館活動の活性化に努める。

(3) 生涯学習を促進する図書館活動の推進

ア 図書館を、学習情報の提供と自発的な学習の場とするため、町民のニーズにあった幅広い情報の提供と資料の充実及び適正なサービスの実施に努める。

イ 府立図書館や他の市町村立図書館との情報ネット化を図り、与謝野町立図書館・分室の一層の利用の促進に努める。

ウ 図書館の利用者カードの発行範囲を京都府北部七市町在住者に拡大し、広域連携による図書館の活性化に努める。

エ 京都府子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)を踏まえ、学校等と連携をさらに強め、子どもの読書活動の支援者(ボランティア)の養成と活用を図りながら、読書活動を推進する。

(4) 高校魅力化についての取組

町内唯一の高等学校である、加悦谷高等学校の魅力的な学校運営について、高校と連携した活動の推進に努める。

2 現代的課題に関する学習活動の推進

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境、情報などの現代的課題に関する学習活動の推進に努める。

(1) 国際理解に関する学習活動の推進

我が国の文化や伝統を理解し尊重するとともに、異なる文化や習慣を持った人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際交流団体との連携を図り、国際理解の必要性と国際理解に関する学習活動の充実に努める。

また、子ども達が、楽しみながら英語に親しむ機会を提供するため「イングリッシュ・キャンプ」を実施する。

(2) 環境保全に関する学習活動の推進

環境問題や人間と環境のかかわりについて正しい認識に立ち、持続可能な循環型社会の基盤づくりに主体的に参画できる人材を育成するために、その学習活動の充実に努める。

(3) 男女共同参画社会の実現

社会のあらゆる分野において男女共同参画を促進するため、多様な学習機会及び内容の充実に努める。

(4) 高齢者の人材活用と社会参加の促進

ア 高齢者が生き生きと生活するため、多様な学習機会を提供し、その学習成果を生かした社会参加活動の促進に努める。

イ 高齢者の持つ優れた知識や経験、技能を活用するため、人材の発掘に努めるとともに、それらを生かした地域活動の推進に努める。

ウ 高齢者の継続的な活動を支援するため、文化、スポーツなど自主的なサークル活動の育成や支援に努める。

(5) 障害のある人の自立と社会参加の促進

ア 障害のある人の自立と社会参加を促進し、地域の人々と共に支え合いながら社会の一員として充実した生活が営める環境づくりに努める。

イ 関係諸機関及びボランティア団体等と連携し、障害のある人がさまざまな活動に参加できるように支援体制の整備に努める。

ウ 平成28年度に施行された「障害者差別解消法」等に基づいた適正な対応に努めまする。

3 社会教育関係団体などとの連携・協力

社会教育関係団体の自主性を尊重しつつ、その活動の一層の活性化を図るための支援と指導者の確保・養成に努める。

- (1) 社会教育関係団体の実態を踏まえ、一層の活性化を図るため、それぞれの抱える課題の克服及び学習課題の設定や学習プログラムの編成ができるよう、指導・援助に努める。
- (2) 社会教育関係団体が主体的に活動できるよう、指導者養成のための研修の充実を図り、情報提供や相談活動の充実に努める。
- (3) 社会教育活動の推進を図るため、関係機関との連携を強め、ボランティアの確保と活用に努める。

4 社会教育施設・設備の総合的な活用

生涯学習社会に対応するため、公民館など社会教育施設の特性を生かした有効な活用の促進に努める。

- (1) 生涯学習センター知遊館や中央公民館・地域公民館、図書館及び分室等、社会教育関連施設の整備促進と視聴覚機材等の設備の充実を図り、各種施設設備の有効な活用と利用の促進に努める。
- (2) 町民の主体的な活動を支援するため、施設の機能を生かした事業の実施に努める。
- (3) 公共施設等総合管理計画に基づき、社会教育施設の適正な在り方について検討を行う。

5 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進

「与謝野町人権教育・啓発推進計画」などを踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重される地域社会の実現を目指し、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念、同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる学習活動の促進に努める。

また、あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。

- (1) 生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等に関するさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、公民館をはじめ、関係機関・団体などと連携し、学習機会の充実に努める。
- (2) 身近な生活の場において、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進し、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむことができるよう取組を推進する。また、地域の実情を踏まえた学習教材の充実や学習内容、方法の工夫改善に努める。
- (3) 人権教育を効果的に推進するため、学校及び関係機関、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等と連携した取組の一層の充実に努める。
- (4) 平成28年度に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」などの各種法律や「与謝野町人権教育・啓発推進計画」等に基づいた、人権教育の推進に努める。

6 家庭の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭教育の役割を明確にし、丹後家庭教育支援協議会との連携を図りながら、家庭の教育力の向上を図るための学習活動の推進に努める。

- (1) 生命を大切にする心、思いやりの心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の提供に努める。
- (2) 子どもの発達段階にふさわしい家庭教育を進めるための学習活動を推進するとともに、親と子の共同活動を促進し、ふれあいを大切にした活動を進め、父親の家庭教育参画の重要性やその役割についての理解の促進に努める。
- (3) 子どもの心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の形成の重要性についての理解の促進に努める。
- (4) 子育ての悩みや不安に対応するため、子育てに関する情報の提供に努める。
- (5) 家庭教育に関する資料などを活用し、学習活動の充実に努める。
- (6) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期から家庭における読み聞かせを行うなど読書の重要性についての理解の促進に努める。
- (7) 丹後家庭教育支援協議会等との連携を図りながら、家庭教育に関する講座やPTA活動などへの積極的な参加の促進に努め、学校・地域社会及び子どもの成長を支える関係機関・団体との連携に努める。

7 地域社会の教育力の向上

地域の人々の力を結集して、地域での多様な体験機会を拡充し、青少年の健全育成に努めるとともに、地域のさまざまな人々が絆を強め、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する。

- (1) ボランティア活動や自然体験活動、さまざまな人々との多様な交流など活動の機会の充実に努める。
- (2) 子どもの体験活動などへの保護者や地域の人々の積極的なかかわりを奨励し、人々の活動意欲が活動へと結びつくような情報提供やコーディネート機能の充実に努める。
- (3) 心身ともに健やかで、豊かな心を持った青少年を育成するため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などを促進するとともに、家庭や地域社会、学校の連携を強め、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりへの支援を充実する。
- (4) 子どもの地域における活動を充実させるため、子どもがさまざまな活動により主体的に参加できるよう、発達段階に応じた役割を与える工夫をするとともに、子どものリーダー養成と地域リーダーの育成と資質向上に努める。
- (5) 関係機関・団体との連携を図り、社会環境浄化活動等青少年健全育成活動の推進に努める。

8 文化活動の促進

生活にうるおいと喜びをもたらす、豊かな人間性をはぐくむため、地域における文化活動の促進に努める。

- (1) 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など地域における多様な文化活動の促進に努める。
- (2) 文化活動に関する情報の提供や、優れた芸術文化にふれる機会の提供に努める。
- (3) 文化活動を行っている団体や個人が共同した取組の促進に努める。
- (4) 社会教育施設を積極的に活用し、講演会や映画会・音楽コンサートなどを行い、文化活動の促進に努める。

- (5) 与謝野町ゆかりの俳人「与謝蕪村」の顕彰、並びに俳句文化のさらなる推進に努める。
- (6) 与謝野町ゆかりの歌人「与謝野鉄幹・晶子」の顕彰、並びに学校教育・社会教育への活用に努める。

◇ 社会体育の重点

1 生涯スポーツの振興

町民一人一人が生涯にわたり、年齢や適正に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」運動やスポーツに親しみ、健康で生き生きとした生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現に努める。

- (1) より多くの町民が、年代や適正に応じた健康・体力作りを進めるため、「総合型地域スポーツクラブ」が魅力あるクラブとして町内全地域に根付くようクラブの有り方を検討するとともに、支援・育成に努める。
- (2) 子どもの体力・運動能力の向上を図るため、ジュニアスポーツ団体や学校、地域、関係団体等と連携・協力したスポーツ環境づくりに努める。
- (3) 町民のスポーツへのニーズをとらえた効果的なスポーツ活動の場を提供するとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、社会体育施設の適正な在り方について検討を行う。
- (4) 町民に夢と感動を与える競技スポーツを振興するため、競技団体を支援し、競技力の向上・競技人口の増加及び優れた指導者の育成に努める。
- (5) 町民のスポーツの現状と課題に基づいた事業について、計画的に検討を行い、関係団体と連携しながらスポーツ事業の推進に努める。
- (6) 特色ある健康増進活動を進めるため、スポーツ推進委員考案の「与謝野ひまわり体操」の普及に努める。

◇ 文化財の重点

1 文化財の保護と活用

文化財は、当町の歴史・文化及び自然を理解する上で欠くことのできない文化遺産であり、現在及び将来にわたり地域における文化環境の向上と発展の基礎となることを踏まえ、文化財の保護と愛護の心や郷土に対する誇りと愛着をはぐくむ学習や啓発に努める。

- (1) 「与謝野町文化財保護条例」及び「与謝野町文化財保存活用基本計画」の趣旨に沿って文化財の調査を行い、所有者の理解と協力を得て指定・登載等を進めるとともに、関係機関・団体との連携をより一層深め、文化財の保護と活用に努める。
- (2) 学校教育とも連携し、本町の歴史文化を学ぶことで、多くの町民や児童生徒が郷土に対する誇りと愛着を高め、まちづくりや地域活性化に生かすことのできるよう文化財講座などを推進する。
- (3) 江山文庫・三河内郷土資料室・加悦椿文化資料館・古墳公園・旧尾藤家住宅などの文化財関連施設の特色を生かした、文化財の利用と活用に努める。また、公共施設等総合管理計画に基づき、文化財関連施設の適正な在り方について検討を行う。
- (4) 国の重要伝統的建造物群保存地区である加悦伝統的建造物群保存地区における建築物の保全のため、「与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区 町並み保存活用基本計画」に基づいた普及啓発に努める。
- (5) 「海の京都」事業の推進にあたり、伝統的建造物群の保全に関わる事業に対する支援に努める。
- (6) 国指定文化財を中心に個別の各文化財を連携させた文化財行政のマスターデザインである歴史文化基本構想の策定に取り組み、与謝野町の歴史文化として特色・個性のある地域づくりをサポートする人材の育成に努める。